

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	14	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (営農再開支援水利施設等保全事業) 南相馬地区	事業番号	(5)-40-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	(366,180) 435,185 (千円)		全体事業費	(366,180) 435,185 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
市が管理する排水機場等の基幹的土地改良施設は、農業生産活動の根幹を成す基幹的インフラである。これらの基幹的土地改良施設は、避難指示区域全域に存在し、震災以前は市及び受益者が経費を負担して運転・補修を行い、地域農業の発展を支えてきた。これら施設については、原子力災害に伴う受益者・管理者の避難や営農活動制限の影響を受け、その費用負担や管理体制が維持できず、施設機能の保全が困難となっている。 これらの施設は地域の基幹的施設で、地域営農の再開を果たす上で不可欠な施設であることから、この機能を維持していく必要がある。 本事業を導入することにより、基幹的インフラとしての機能を維持し、被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。					
事業概要					
農業用排水施設等を保全するために必要な点検、見回り、除草、清掃及び管理運転等の保全管理や、農業用排水施設等の利用再開のために必要となる試運転、機能診断、補修・補強等を行う。 【南相馬市復興総合計画 後期基本計画 政策の柱3 産業・仕事づくり】 P49 基本施策7 農林水産業 施策19 農業生産基盤と農村環境の整備 主な取組 湛水防除施設・海岸保全施設の適正な維持管理					
当面の事業概要					
<令和4年度> 概要：1 農業用排水施設等の保全管理 一式 (12施設) 2 農業用排水施設等の試運転、補修等 一式 (12施設) ・湛水防除施設 (排水機場)・・・9箇所 (金沢、泉、前向、小浜、太田、谷地、小高、塚原第二、福浦南部) ・海岸保全施設 (樋門)・・・3箇所 (金沢、雫、渋佐) <令和5年度以降> 継続して事業実施予定					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
避難指示区域であった本地区における営農再開の加速化には、排水機場等の防災施設の機能維持が不可欠であることから、再生加速化の目標達成に向け、農業用排水施設等の保全管理並びに試運転、補修等を					

行う必要がある。	
関連する事業の概要	
南相馬地区直轄特定災害復旧事業…小浜、谷地、塚原第二、福浦南部排水機場 県営災害復旧事業 …金沢、泉、前向、小高排水機場 金沢、雫、渋佐樋門 県営農山村地域復興基盤総合整備事業 …太田排水機場	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 4 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	47	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 営農再開支援水利施設等保全事業（南相馬小高地区）	事業番号	(5)-40-7
交付団体	南相馬市		事業実施主体（直接/間接）	南相馬市（直接）	
総交付対象事業費	(113, 664) (千円) 133, 976 (千円)		全体事業費	(113, 664) (千円) 133, 976 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保安全管理が適切に行われてきたが、原子力災害による 5 年以上の避難により、農業用施設を管理する地域農業者が減少し従前のように適切な維持管理ができず施設の劣化、機能低下が進んでいる。 このため、本事業を導入して農業用水利施設等の保安全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。					
事業概要					
(1) 事業の概要 本事業の対象となる小高区は、平成 23 年 3 月 1 日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により 5 年以上の長きにわたり避難指示区域となっていたため、農地等の適正な管理ができなかった地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設等の周辺が荒廃している状況となっているため、農業用水利施設等の保全を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。 (2) 事業量 農業用水利施設等の保全 1) 農道 N=178 路線 2) 農業用排水施設等（頭首工・揚水機場） N=93 地区 (ため池) N=92 地区 (3) 復興計画への位置づけ 【南相馬市復興総合計画 基本指針 1 地域の特性を見つめなおし、産業と交流がさかんなまちづくり】 P56 ・基本施策（2）農林水産業の再興 施策 ① 農業の再生と振興					
当面の事業概要					
<令和 4 年度> ・農業用水利施設等の保全 1) 農道 N=118 路線 2) 農業用排水施設等（頭首工・揚水機場） N=86 地区 (ため池) N=91 地区 <令和 5 年度以降> 継続して実施予定					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
農用地や農業用施設の保安全管理は、大震災前まで地域農業者が中心となって適切に行われてきたが、原子力災害による地域農業者の 5 年以上にわたる避難により、震災前のように適切な維持管理ができない状況が続いている。 避難した地域農業者が避難指示の解除された小高区に帰還する環境を確保するためには、生業の確保が不可欠であり、農業は震災前から小高地域における主要な生業である。農用地や農業用施設の適切な管理によって、営農再開が可能な状態を確保し、地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進、地域農業の再興に繋げ					

る。
関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	